

令和 8 年 9 月 25 日

令和 8 年第 3 回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

総 務 局

目

次

	ページ
「行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例」 の一部改正について……………	1

「行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る 使用料に関する条例」の一部改正について

(1) 改正の理由

「行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例」は、行政財産の使用を許可した場合における使用料に関し必要な事項を定めた条例である。

このうち、電柱、管類等の設置に係る使用料は「神奈川県道路占用料等徴収条例」に準拠しており、同条例が改正される予定であることから、所要の改正を行う。

＜神奈川県道路占用料等徴収条例の改正内容（令和9年4月1日施行予定）＞

令和6年度の固定資産税評価額や、国において調査した民間における地価に対する賃料の割合（使用料率）の動向等を踏まえて、道路占用料の額を改定するとともに、国土交通大臣が定める所在地区分に該当する市町村の見直しにあわせて、真鶴町の所在地区分を「第二級地」から「第三級地」に変更する。

(2) 改正の内容

ア 使用料の額の改定

電柱、管類等の設置に係る使用料の額を別添のとおり改定する。

イ 真鶴町の所在地区分の変更

真鶴町の所在地区分を第二級地から第三級地へ変更する。

所在地区分	現行	改正（案）
第一級地	横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、 茅ヶ崎市、逗子市、大和市、 海老名市、座間市	横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、 茅ヶ崎市、逗子市、大和市、 海老名市、座間市
第二級地	相模原市、横須賀市、平塚市、 小田原市、秦野市、厚木市、 伊勢原市、綾瀬市、葉山町、寒川町、 大磯町、二宮町、大井町、開成町、 <u>真鶴町</u> 、愛川町	相模原市、横須賀市、平塚市、 小田原市、秦野市、厚木市、 伊勢原市、綾瀬市、葉山町、寒川町、 大磯町、二宮町、大井町、開成町、 愛川町
第三級地	三浦市、南足柄市、中井町、松田町、 箱根町、湯河原町	三浦市、南足柄市、中井町、松田町、 箱根町、 <u>真鶴町</u> 、湯河原町
第四級地	山北町、清川村	山北町、清川村

(3) 今後の予定

令和8年11月 第3回県議会定例会に条例改正案を提出
令和9年4月1日 改正条例の施行

<別添>

区 分		所在地	現 行	改正 (案)
第 一 種 電 柱		第一級地	2,460円/本・年	2,890円/本・年
		第二級地	1,940円/本・年	2,290円/本・年
		第三級地	1,630円/本・年	1,910円/本・年
		第四級地	1,530円/本・年	1,810円/本・年
第 二 種 電 柱		第一級地	3,780円/本・年	4,440円/本・年
		第二級地	2,980円/本・年	3,510円/本・年
		第三級地	2,510円/本・年	2,940円/本・年
		第四級地	2,350円/本・年	2,770円/本・年
第 三 種 電 柱		第一級地	5,100円/本・年	5,990円/本・年
		第二級地	4,030円/本・年	4,740円/本・年
		第三級地	3,380円/本・年	3,960円/本・年
		第四級地	3,170円/本・年	3,740円/本・年
第 一 種 電 話 柱		第一級地	2,200円/本・年	2,580円/本・年
		第二級地	1,740円/本・年	2,040円/本・年
		第三級地	1,460円/本・年	1,710円/本・年
		第四級地	1,360円/本・年	1,610円/本・年
第 二 種 電 話 柱		第一級地	3,520円/本・年	4,130円/本・年
		第二級地	2,780円/本・年	3,270円/本・年
		第三級地	2,330円/本・年	2,730円/本・年
		第四級地	2,180円/本・年	2,580円/本・年
第 三 種 電 話 柱		第一級地	4,830円/本・年	5,680円/本・年
		第二級地	3,820円/本・年	4,490円/本・年
		第三級地	3,200円/本・年	3,760円/本・年
		第四級地	3,000円/本・年	3,550円/本・年
そ の 他 の 柱 類		第一級地	220円/本・年	260円/本・年
		第二級地	170円/本・年	200円/本・年
		第三級地	150円/本・年	170円/本・年
		第四級地	140円/本・年	160円/本・年
共 架 電 線		第一級地	1,720円/本・年	2,020円/本・年
		第二級地	1,360円/本・年	1,600円/本・年
		第三級地	1,140円/本・年	1,340円/本・年
		第四級地	1,070円/本・年	1,270円/本・年
看 板		第一級地	8,200円/㎡・年	8,970円/㎡・年
		第二級地	4,310円/㎡・年	4,640円/㎡・年
		第三級地	1,330円/㎡・年	1,360円/㎡・年
		第四級地	910円/㎡・年	950円/㎡・年
標 識		第一級地	3,520円/本・年	4,130円/本・年
		第二級地	2,780円/本・年	3,270円/本・年
		第三級地	2,330円/本・年	2,730円/本・年
		第四級地	2,180円/本・年	2,580円/本・年
管 類	外径が0.07メートル未満のもの	92円/ｍ・年	92円/ｍ・年	110円/ｍ・年
		73円/ｍ・年	73円/ｍ・年	86円/ｍ・年
		61円/ｍ・年	61円/ｍ・年	72円/ｍ・年
		57円/ｍ・年	57円/ｍ・年	68円/ｍ・年
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	130円/ｍ・年	130円/ｍ・年	150円/ｍ・年
		100円/ｍ・年	100円/ｍ・年	120円/ｍ・年
		87円/ｍ・年	87円/ｍ・年	100円/ｍ・年
		82円/ｍ・年	82円/ｍ・年	97円/ｍ・年

区 分		所在地	現 行	改正（案）
管	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	第一級地	200円/㎡・年	230円/㎡・年
		第二級地	160円/㎡・年	180円/㎡・年
		第三級地	130円/㎡・年	150円/㎡・年
		第四級地	120円/㎡・年	140円/㎡・年
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	第一級地	260円/㎡・年	310円/㎡・年
		第二級地	210円/㎡・年	250円/㎡・年
		第三級地	170円/㎡・年	200円/㎡・年
		第四級地	160円/㎡・年	190円/㎡・年
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	第一級地	400円/㎡・年	460円/㎡・年
		第二級地	310円/㎡・年	370円/㎡・年
		第三級地	260円/㎡・年	310円/㎡・年
		第四級地	250円/㎡・年	290円/㎡・年
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	第一級地	530円/㎡・年	620円/㎡・年	
	第二級地	420円/㎡・年	490円/㎡・年	
	第三級地	350円/㎡・年	410円/㎡・年	
	第四級地	330円/㎡・年	390円/㎡・年	
類	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	第一級地	920円/㎡・年	1,080円/㎡・年
		第二級地	730円/㎡・年	860円/㎡・年
		第三級地	610円/㎡・年	720円/㎡・年
		第四級地	570円/㎡・年	680円/㎡・年
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	第一級地	1,320円/㎡・年	1,550円/㎡・年
		第二級地	1,040円/㎡・年	1,230円/㎡・年
		第三級地	870円/㎡・年	1,020円/㎡・年
		第四級地	820円/㎡・年	970円/㎡・年
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの	第一級地	2,640円/㎡・年	3,100円/㎡・年
		第二級地	2,080円/㎡・年	2,450円/㎡・年
		第三級地	1,750円/㎡・年	2,050円/㎡・年
		第四級地	1,640円/㎡・年	1,940円/㎡・年
外径が2メートル以上のもの	第一級地	5,270円/㎡・年	6,200円/㎡・年	
	第二級地	4,160円/㎡・年	4,900円/㎡・年	
	第三級地	3,500円/㎡・年	4,100円/㎡・年	
	第四級地	3,280円/㎡・年	3,870円/㎡・年	